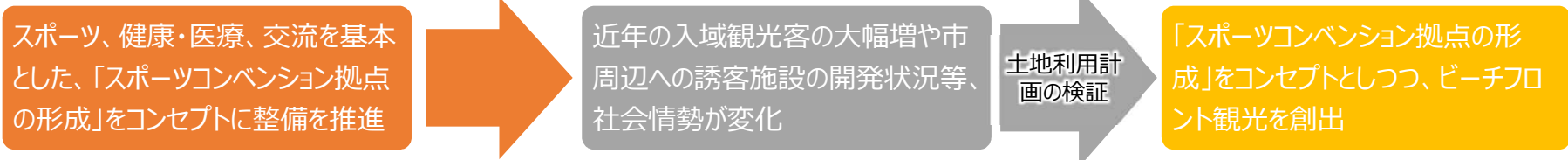
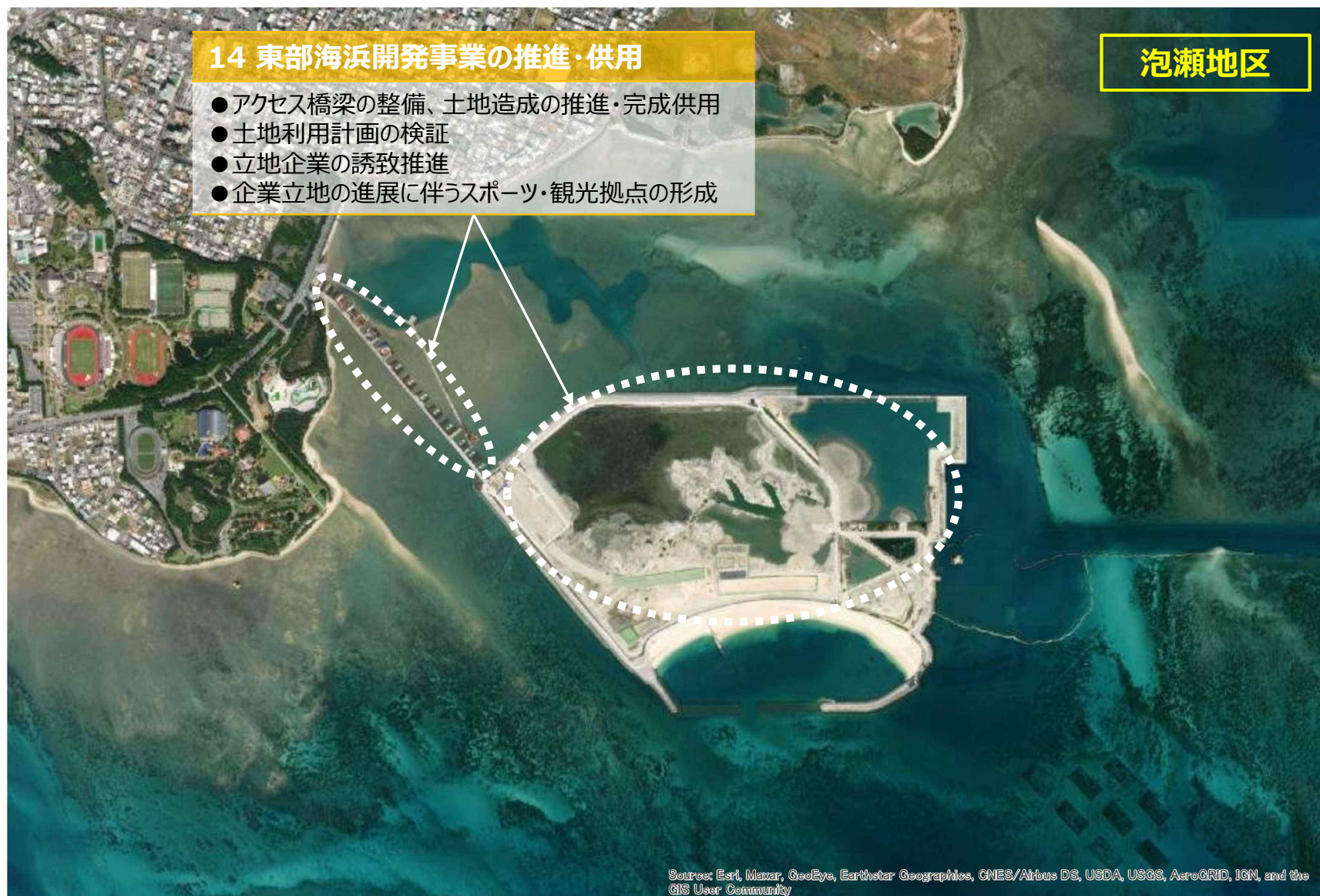


主要施策K 観光・交流拠点の形成

- 東海岸地域の活性化に向け、地域の魅力を生かした、スポーツ拠点や広域的な観光展開の推進等を図る必要がある。



対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
泡瀬地区	14 東部海浜開発事業の推進・供用	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス橋梁の整備、土地造成の推進 ● 土地利用計画の検証 ● 立地企業の誘致推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス橋梁、土地造成の完成供用 ● 企業立地の進展に伴うスポーツ・観光拠点の形成 	—



主要施策Ⅰ 海洋性レクリエーション需要への対応と水際空間の有効利用

- 海水浴需要など、地域の海洋性レクリエーション需要やマリンアクティビティへの対応を図る必要がある。
- 水際空間を地域資源と捉え、地域活性化に貢献する交流軸の形成を図る。



東部海浜ビーチフェスタの様子 (R1.7.14)



安座真地区 (あざまサンサンビーチ)

出典：沖縄みなとオアシス (沖縄総合事務局HP)

水際空間のイメージ

対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
泡瀬地区	15 海洋性レクリエーション需要への対応と水際空間の有効利用	●人工ビーチの整備	●小型船だまりの整備	—
熱田地区		●マリンアクティビティ拠点としての利活用検討、利活用推進	●同左	●同左
馬天地区		●小型船だまりの整備	—	—
仲伊保地区		●小型船だまりの整備	—	—
西原与那原地区 ～安座真地区		●水際空間の有効利用による地域交流軸の形成	●同左	●同左
安座真地区		●「みなとオアシスあざま」を拠点とするウォーターフロント空間の形成	●同左	●同左
全域		●釣り文化振興モデル港の導入検討 ●地域の水産業等の振興支援	●防波堤等の多目的使用の推進 ●同左	●同左

15 海洋性レクリエーション需要への対応と水際空間の有効利用



熱田地区

泡瀬地区

- 人工ビーチの整備
- 小型船だまりの整備

- マリナクティビティ拠点としての利活用検討、利活用推進

中城湾港 港湾区域

全域

- 釣り文化振興モデル港の導入検討
- 防波堤等の多目的使用の推進

西原与那原地区

- 小型船だまりの整備

- 水際空間の有効利用による地域交流軸の形成

馬天地区

仲伊保地区

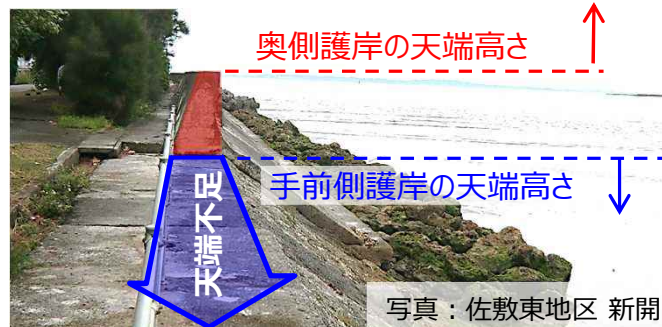
安座真地区

- 「みなとオアシスあざま」を拠点とするウォーターフロント空間の形成

主要施策J 安全・安心を支える環境整備

- 地球温暖化に伴う海面水位の上昇により、高潮・高波等の災害リスクが増大していることから、海岸の安全性を高める必要がある。
- 港湾施設の老朽化の進行や財政的な制約等を踏まえ、戦略的な維持管理・更新を行う必要がある。
- 国外との結節点となる港湾においては、適切な管理が重要となることから、隙間のない水際対策を講じる必要がある。

【高潮・高波対策】

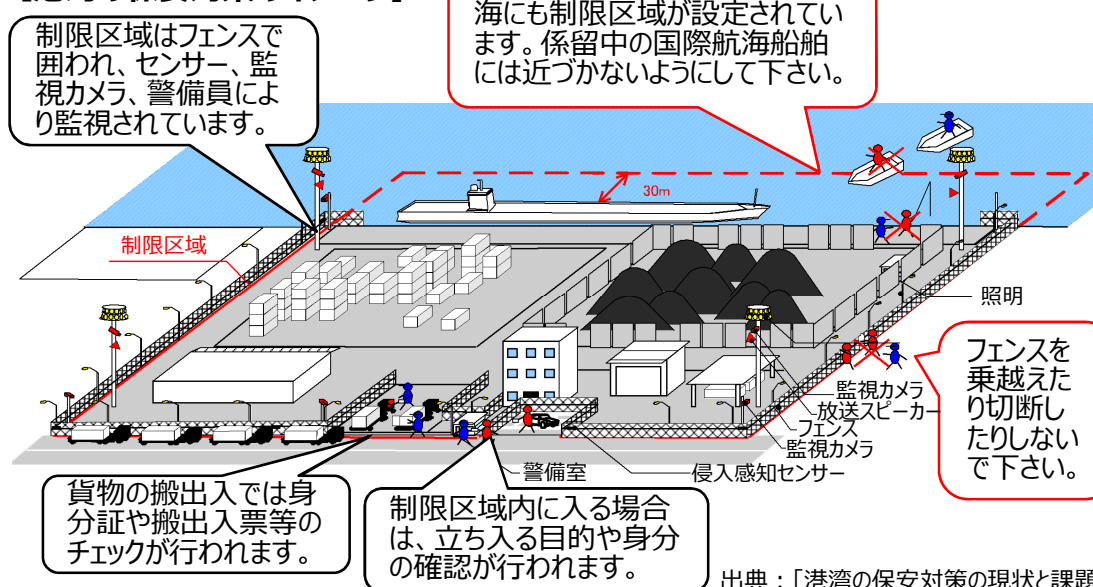


【ヒアリ対策の事例】



出典：「港湾局におけるヒアリ対策について」国土交通省

【港湾の保安対策のイメージ】



出典：「港湾の保安対策の現状と課題」国土交通省

対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
全域	16 海岸保全施設の整備 (高潮対策)	● 海岸における高潮対策の推進	● 同左	● 同左
	17 港湾施設等の戦略的な維持管理の推進	● 点検・診断・老朽化対策の実施	● 同左	● 同左
新港地区	18 港湾の水際対策(SOLAS、CIQ、ヒアリ)	● 港湾の水際対策 (SOLAS、CIQ、ヒアリ)	● 同左	● 同左



18 港湾の水際対策 (SOLAS、CIQ、ヒアリ)

- 港湾の水際対策 (SOLAS、CIQ、ヒアリ)



16 海岸保全施設の整備 (高潮対策)

- 海岸における高潮対策の推進

17 港湾施設等の戦略的な維持管理の推進

- 点検・診断・老朽化対策の実施



- 海岸における高潮対策の推進

佐敷東地区

- ・ 導流堤の整備
- ・ 築島の保全・活用

住環境と干潟環境の共生を図るエリア

湾岸道路の整備

- 佐敷東地区の一部海岸において、築島の浸食や砂州の移動に伴う海域の陸化により、普通河川の河口が閉塞し、内水氾濫の被害を引き起こして住環境の悪化を招いている。そのため、今後の対策(導流堤の整備、築島の保全・活用等)を検討するにあたっては、防災(人命、財産)と自然環境(干潟)の共生を図る必要がある。
- 佐敷地区唯一の幹線道路である国道331号の災害時等の冗長性を確保するため、湾岸道路の整備が検討されている。

主要施策K 離島航路の安定運航の維持

- 離島の生活拠点港として津堅地区及び安座真地区が機能している。これら両地区においては今後も離島の生活を支える施設整備を図る必要がある。



【久高島への航路】

航路：安座真～久高 船社：久高海運(名)	便数
フェリーくだかⅢ	2便/日
ニューくだかⅢ	1便/日



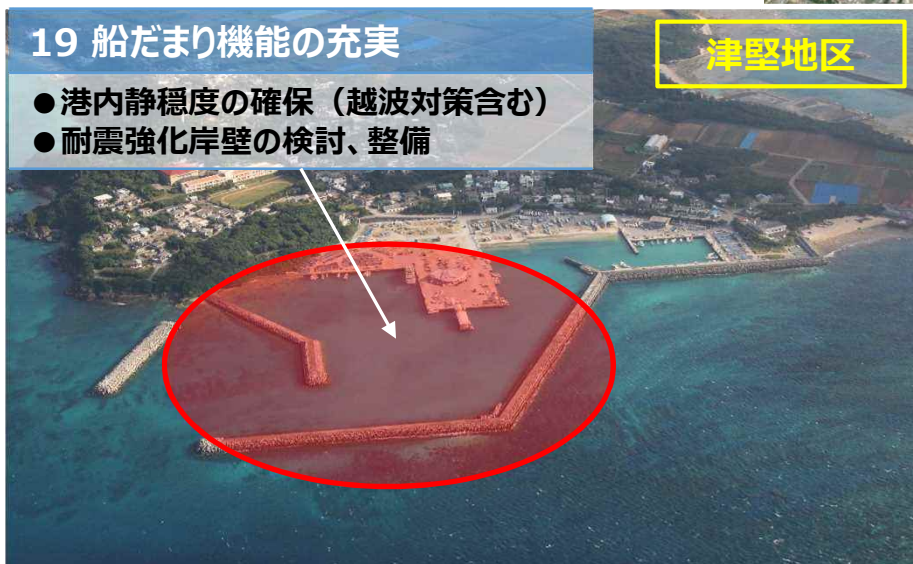
【津堅島への航路】

航路：平敷屋～津堅 船社：(有)神谷観光	便数
フェリーくがに	3便/日
ニューくがに	2便/日

対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
安座真地区	19 船だまり機能の充実	● 港内静穏度の確保	● 同左	—
津堅地区		● 港内静穏度の確保 (越波対策含む) ● 耐震強化岸壁の検討	● 同左 ● 耐震強化岸壁の整備	—

19 船だまり機能の充実

- 港内静穏度の確保（越波対策含む）
- 耐震強化岸壁の検討、整備



19 船だまり機能の充実

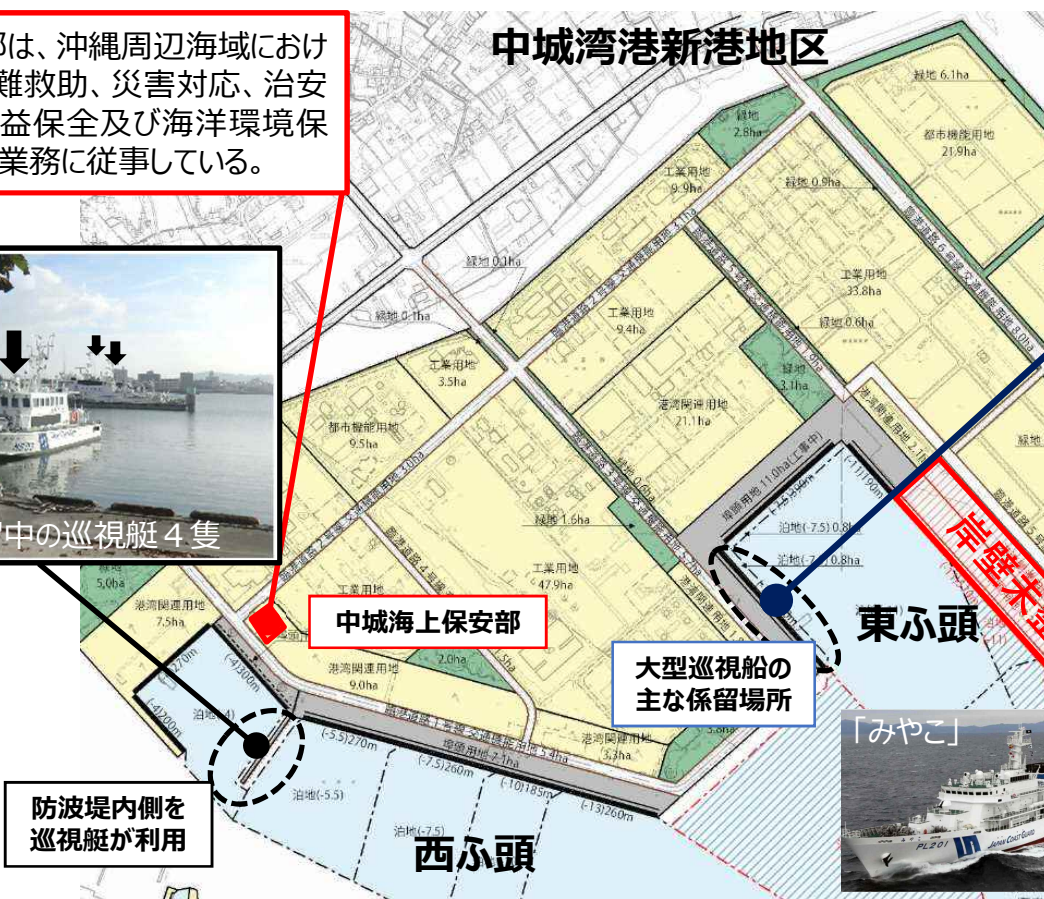
- 港内静穏度の確保



主要施策L 領海保全の支援

- 中城海上保安部には大型巡視船が3隻配備されており、新港地区東ふ頭に係留されている。
- 大型巡視船が更に配備される場合、貨物船との輻輳等により安定的な係留が困難になると推測される。
- 今後の配備計画を踏まえた係留場所の確保が求められる。

中城海上保安部は、沖縄周辺海域における領海警備、海難救助、災害対応、治安の確保、海洋権益保全及び海洋環境保全といった多様な業務に従事している。



東ふ頭に係留中の巡視船「いしがき」



東ふ頭における荷役作業の様子



東ふ頭の利活用が進み、貨物船が頻りに寄港するようになると、大型巡視船の係留機会が減少する可能性がある。

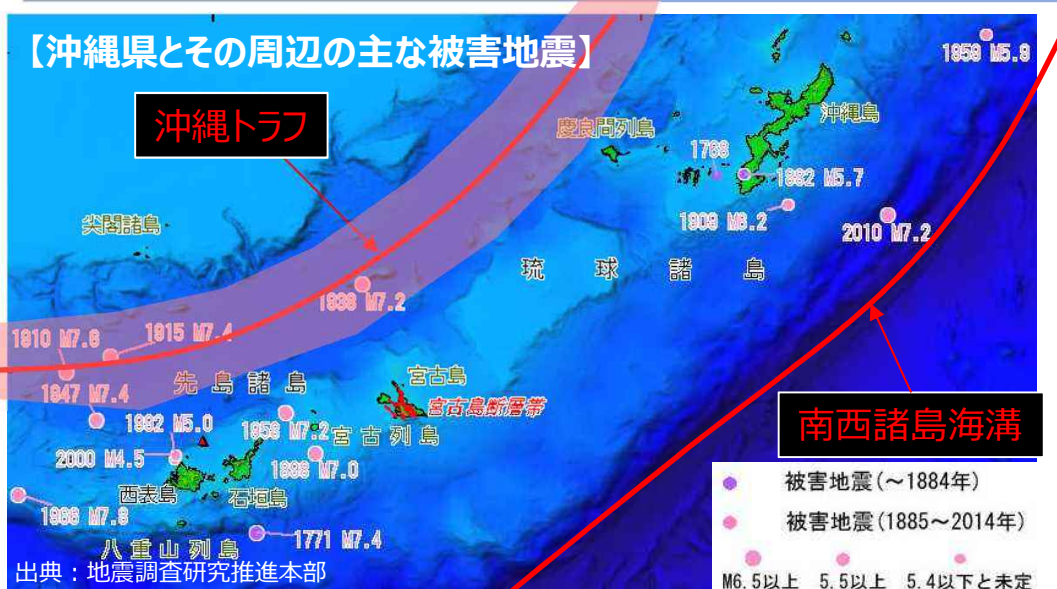


対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
新港地区	20 領土・領海警備体制強化への支援	●巡視船等が利用する係留施設等整備の支援	●同左	—



主要施策M 防災・減災対策の推進

- 大規模災害には、ハードとソフトを組み合わせた「多重防御」により被害を最小化することが必要。
- 災害時においても、港湾の重要な機能を最低限維持できるよう、平成28年度に港湾BCPを策定。
- 継続的な訓練や計画見直し、また地元市にて避難施設の位置づけ等により実効性を高める必要あり。



【過去に沖縄県で起きた台風による被害】

ア 昭和32年台風第14号 フェイ	
襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s (那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s (那覇)
降水量	70.7mm (那覇、25～26日)
死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸
イ 第2宮古島台風 (昭和41年台風第18号 コラ)	
襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s (宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s (宮古島)
降水量	297.4mm (宮古島、3～6日)
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸
ウ 平成15年台風第14号 マエミー	
襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s (宮古島)
降水量	470.0mm (宮古島、9～12日)
死傷者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)
出典：沖縄県地域防災計画 (平成30年3月修正版)	

【東日本大震災の港湾被災状況】 資料：「東日本大震災における港湾の被災から復興まで」国土交通省



コンテナターミナルの岸壁、荷役機械損傷、コンテナ流出、様々な漂流物



平成29年台風通過後の仲間港

一般的な「防災計画」と「BCP」の違い

防災計画

人的・物的被害の防
御、軽減が主眼

BCP

被災後の事業継続・
早期復旧も視野

※「中小企業BCPガイド（平成20年3月 中小企業庁）」をもとに作成

BCP（事業継続計画）とは

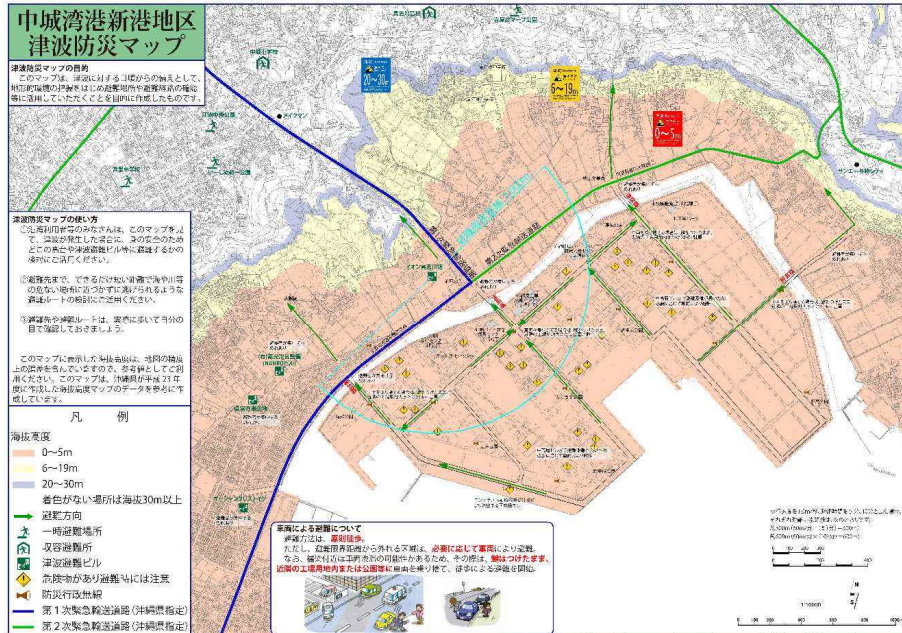
※BCP：Business Continuity Plan

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、**中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段など**を取り決めておく計画のこと

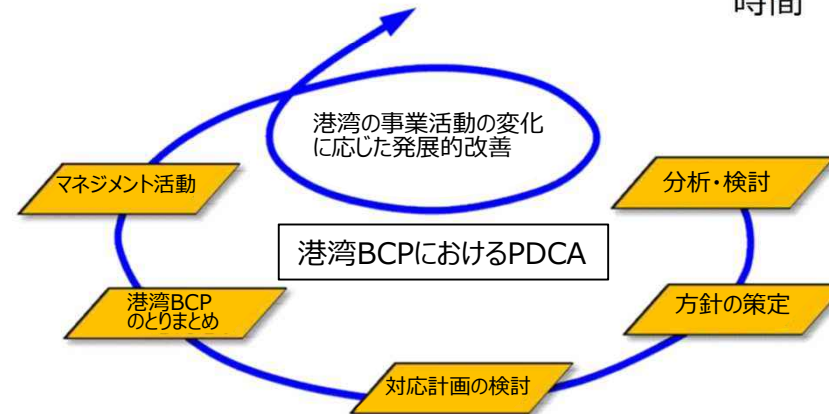
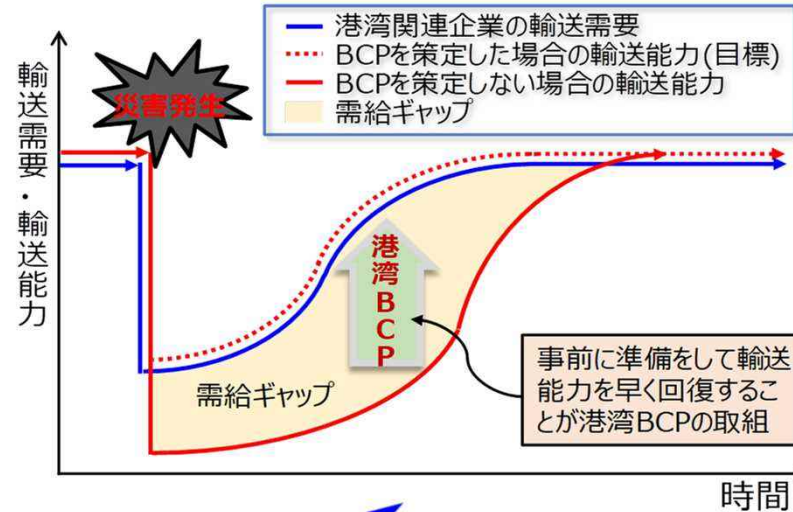
【地域防災計画と港湾BCPとの比較】 出典：港湾の事業継続計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）

	地域防災計画	港湾BCP
策定主体	地方自治体（都道府県や市町村）	港湾BCP協議会（港湾関係者）
策定根拠	災害対策基本法に基づく法定計画	関係者の合意に基づく自主的な計画
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●人命・財産に係る防災が目的 ●想定される全ての災害について災害毎に作成 ●災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について記述 ●地域における緊急輸送（陸上・海上）について記述 ●主に、地方行政が実施する対応計画 ●計画の範囲は、地方行政全般 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要機能の継続が目的 ●大規模災害（地震・津波、台風・高潮）への対応を中心に作成 ●機能継続に必要な対応策（事前対策、代替策・復旧策）について記述 ●地域防災計画で想定されている港湾を使った緊急輸送について、具体的な行動を対応計画として記述 ●民間企業を含む港湾関係者が実施する対応計画 ●計画の範囲は、港湾関係のみ
アプローチの違い	<ul style="list-style-type: none"> ●被害想定に基づき防災・減災対策を計画 ●施設整備計画を含む ●対策には優劣を付けずに計画 ●年に1度、計画を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の壊れ方など（被災状況）に応じた対応策を計画 ●施設整備計画は含まない ●重要機能を絞り込んで対応策を計画 ●平時の取り組みを重視し、その都度計画を見直し

【港湾の防災計画（平成26年度策定）】

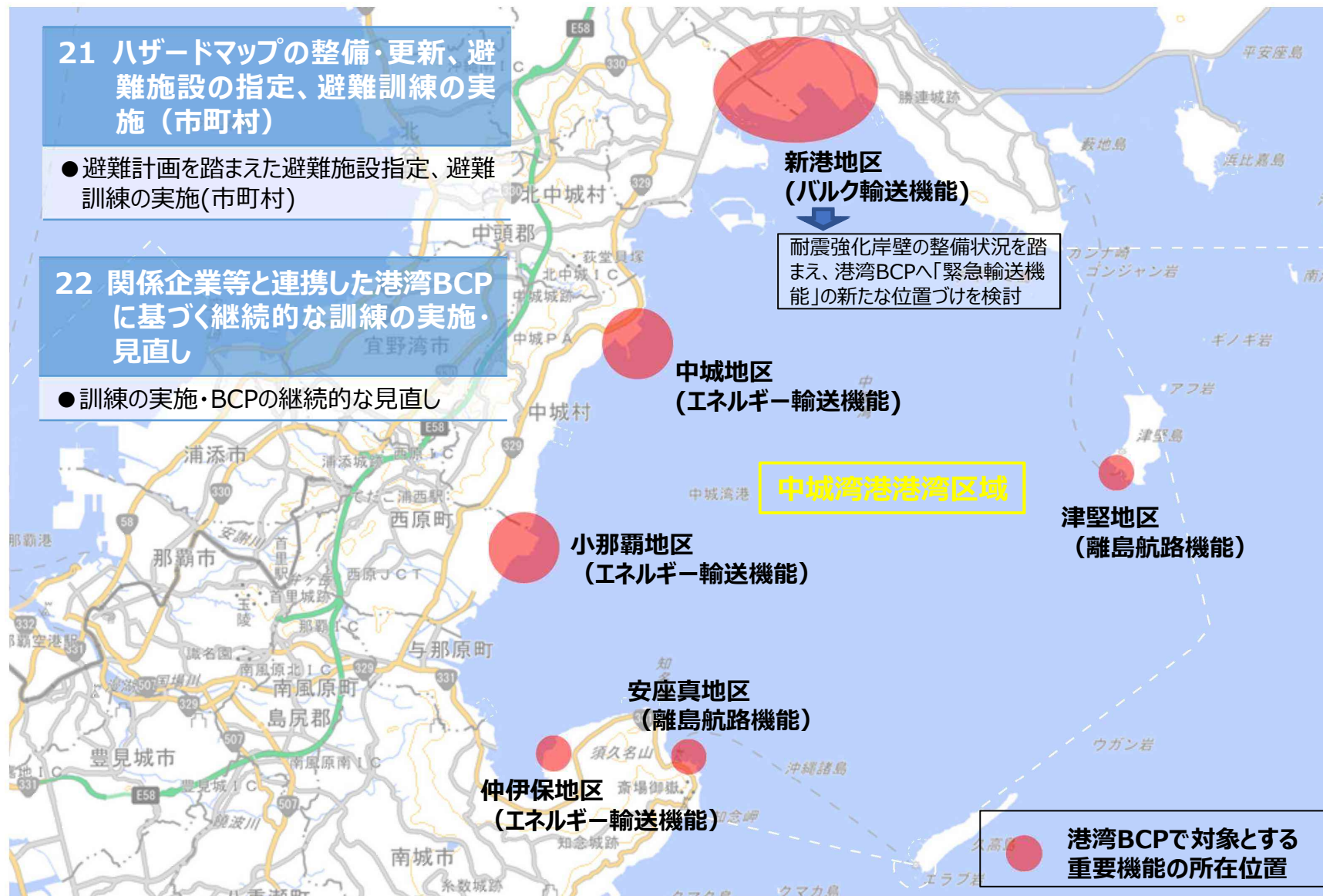


【港湾BCPの効果と継続的見直し】



出典：港湾の事業継続計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）

対象	取り組み	短期(5年以内)	中期(15年以内)	長期(30年以内)
全域	21 ハザードマップの整備・更新、避難施設の指定、避難訓練の実施(市町村)	● 避難計画を踏まえた避難施設指定、避難訓練の実施(市町村)	● 同左	● 同左
	22 関係企業等と連携した港湾BCPに基づく継続的な訓練の実施・見直し	● 訓練の実施・BCPの継続的見直し	● 同左	● 同左



出典：「国土地理院」（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）